

『Q&A 障害者差別解消法』

野村茂樹, 池原毅和 編 生活書院 1,600円(本体)

日本社会での尊厳と多様性の実現を願って

会員 児玉 勇二 (23期)



「障害者の権利に関する条約」は、2014年1月の批准により、同年2月19日、日本について効力を生ずることになった。

この批准に伴う国内法整備として、制定された差別解消法、改正された雇用促進法が、今年(2016年)4月1日から施行されることになった。

これまで人類は、障害のない言わば多数派により営造物を含む社会システムを、障害のない人だけが利用しやすいように構築し、言わば少数派である障害者の意向は全く聞き入れて来なかった。その結果、たとえば、少数派の1人である視覚障害者がホームドアのない駅のホームから転落し、走行してきた列車により轢死するような事例も後を絶たない。人類を手助けするはずの文明の力が障害にとっては全く使いやすくなっていないどころか、逆に生命の危険すらもたらしている。

また障害のある人は生きていても仕方がないとしてドイツのナチズムを想起するような、決してあってはならない施設の職員による当事者への大量殺人も起きてしまっている。

今こそ「障害とは、医学的な身体機能の欠陥であり、当該障害を持つ障害者の自己責任であると捉えることにつながっていく障害観の医学モデルは、即刻、社会モデルに取って代わられなければならない」時代が到来しているといえる。

社会モデルの考え方は、生きていくうえで不都合と

なる「障害」の内容を、医学的な身体機能の欠陥に求める医学モデルに対し、社会的な障壁が除去されないからこそ不都合が発生するのであり、当該社会的障壁がなければ不都合は生じないという理念に立っている。

このような社会的障壁である「障害」の除去は社会の責任である。

しかしながら、障害者の権利条約が掲げる理想と日本の現実の間には大きな隔りがある。差別解消法も、当初の期待には遠く及ばない姿の法律とならざるをえなかった。

そのため、これらのこの隔りや不十分さをどのように埋めていくか、特に障害のある人にとって役に立つものとしていくかは、これからの法の使いこなし方、権利実現の活動にかかっている。

そうであるからこそ、本書は障害のある人や一般市民の人たちに、実生活の中で、自らの権利を守り獲得できるようにすることに役立つものであることに執筆者のみなさんの努力がうかがえる。

本書をもとにしたこのような権利獲得の実践活動の積み重ねによって、権利条約が目指す尊厳と多様性がこの日本社会に実現されていくことを、包容化された平等社会が実現されていくことを筆者と共に私自身も願う。このような素晴らしい本ができたこと執筆者の皆さんに敬意を表したい。